



# 「裁判員って、どうやって選ばれるの？」



11月は、西置賜地区保護司会長井分会の方々（12名）が、刑事裁判のしくみを学ぶ研修のため、法廷見学にお越しくださいました（「保護司」については8月の見学会実施報告をご覧ください）。

みなさん刑事裁判に高い関心を寄せられていて、たくさんのご質問をいただきました！  
今回は、ご質問にもありました「裁判員候補者」について、紹介します！



まずは、おさらい！

裁判員制度は、国民のみなさんから選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度だよ。  
裁判員は、法廷で行われる審理に立ち会い、裁判官とともに被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを判断するよ。  
裁判員がどのように選ばれるかを図にすると、次のとおりだよ。



裁判所ナビゲーター「さいたん」



毎年11月頃

原則6週間前まで

当日

候補者への通知  
調査票の送付

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知します。



事件ごとに裁判員候補者  
名簿の中からくじで選定

くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なります。

選任手続期日の  
お知らせ・質問票の送付

裁判所に来ていただく日程が記載されています。



選任手続

選任手続の当日、裁判所へ来ていただきます。



## 裁判員選任

その事件の裁判員を（必要な場合には補充裁判員も）くじで選びます。

※裁判員の数は6名で、補充裁判員の数は事件によって異なります。



選任手続の様子は  
裁判所のYouTubeでも紹介しているよ！



YouTube

令和6年の山形県の  
裁判員候補者名簿に載った方は

**1000人**

です！

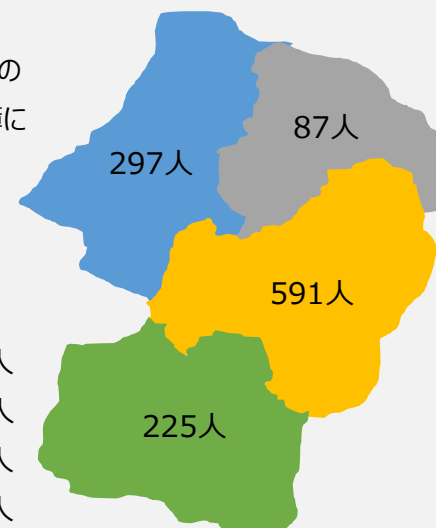
「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を  
受け取られた方は、是非こちらをご覧ください！

名簿に載った方には  
「裁判員候補者名簿への  
記載のお知らせ」を  
11月15日から  
発送しています！



令和5年内訳

ちなみに・・・  
令和5年に山形県の  
裁判員候補者名簿に  
載った方は  
1200人でした。  
地域ごとの内訳は  
右の図のとおりです。  
・村山地域：591人  
・最上地域：87人  
・置賜地域：225人  
・庄内地域：297人



見学会の報告に戻るよ！



「本物の法廷内で裁判官と直接話をする事ができて、  
とても有意義でした。」  
「裁判官がとても気さくで話しやすく、刑事裁判について、  
よく理解できました。」



見学会では、山形地方裁判所刑事部  
佐藤裁判官が、裁判員裁判で使用する  
法廷内を説明しました！

保護司会のみなさんには、法服を着て法壇に座っていただきました。  
法壇から見た法廷の雰囲気はいかがだったでしょうか？



裁判所を身近に  
感じてもらえて嬉しいです！  
見学にお越しくださいまして  
ありがとうございました！



### ■ 裁判所見学会のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。詳しくはウェブサイトをご覧ください。  
(お申し込み先・お問い合わせ先) 山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)



アイコンを  
クリック！

見学

山形地家裁  
裁判所見学会